

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	韮崎市	神山町	鍋山	地区名	白沢北沢(しらさわきたさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価	
①課題・背景 本計画箇所は、韮崎市神山町 鍋山地区に流入する一級河川白沢川の左支上流に位置している。近年の集中豪雨による渓岸浸食や山腹崩壊の拡大により、溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。								①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当	
②整備目標・効果								②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備	
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家45戸 県道700m 市道700m 土砂整備率 (現況)68<70% ※ 災害実績 有 (H23年9月21日台風15号) ※ 重要公共施設 有 (避難場所 鍋山チビッコ広場) ※ (第2次緊急輸送道路 主要地方道 韮崎南アルプス中央線)※								③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 3.07 >1.0 ・便益(B)= 584 百万円 ・費用(C)= 190 百万円	
□副次目標 -								④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダム計画はない	
□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(徳島堰) ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 主要地方道 韮崎南アルプス中央線)								⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効	
								⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。	
								⑦事業計画の熟度 ・地元韮崎市より強い要望有り	
								<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断	
(2)整備内容と整備量								(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I	
①整備内容 谷止工2基 嵩上工1基 山腹工A=0.39ha								(5)総合評価 ○	
②整備期間 平成29年~平成32年								・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施	
③総事業費 210百万円(国費 95百万円(1/2) 県費 115百万円(1/2))								【事業位置図等】	
④全体計画 H29 谷止工1基 山腹工A=0.02ha 50百万円 H30 山腹工A=0.17ha 40百万円 H31 嵩上工1基 山腹工A=0.20ha 80百万円 H32 谷止工1基 40百万円								省略	
⑤既整備内容・期間・事業費 平成8年~平成11年 谷止工4基 188百万円									